

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

平成17年9月30日

規則第10号

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則（平成17年浜田地区広域行政組合規則第3号）の全部を改正する。

次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第2項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則に定めるものは、浜田地区広域行政組合管理者とし、浜田地区広域行政組合管理者が任命する職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。